

令和3年11月25日  
消費者庁

## 特定商取引法に基づく行政処分について

東北経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた東北経済産業局長が実施したものです。

2021年11月25日  
東北経済産業局

## 特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令(3か月)及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令(3か月)について

- 東北経済産業局は、健康食品を販売する通信販売業者である株式会社BIZENTO(本店所在地:東京都渋谷区)(以下「ビゼント」といいます。)に対し、令和3年11月24日、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます。)第15条第1項の規定に基づき、令和3年11月25日から令和4年2月24日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部(広告、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。
- 併せて、ビゼントに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、東北経済産業局は、ビゼントの代表取締役 関口翔に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和3年11月25日から令和4年2月24日までの3か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

### 1 処分対象事業者

- (1)名 称:株式会社 BIZENTO  
(法人番号:4011001117134)
- (2)本店所在地:東京都渋谷区恵比寿南二丁目 25 番 1 号
- (3)代 表 者:代表取締役 関口 翔(せきぐち しょう)
- (4)設 立:平成 29 年 6 月 29 日
- (5)資 本 金:100 万円
- (6)取 引 類 型:通信販売
- (7)取 扱 商 品:健康食品及び化粧品等

### 2 特定商取引法の規定に該当する行為

顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為

(特定商取引法第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)

- 3 ビゼントに対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙 1、関口翔に対する業務禁止命令の詳細は別紙 2 のとおりです。

### 【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんに要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン(全国統一番号) 188(局番なし)  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙1)

## 株式会社BIZENTOに対する行政処分の概要

### 1 事業概要

株式会社BIZENTO(以下「ビゼント」という。)は、同社が運営するウェブサイト上(そのURLが<https://www.bizento.com>で始まるもの。以下「本件ウェブサイト」という。)において、パソコン及びスマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、「鍛神(きたしん)HMBCa2, 000mg」と称する健康食品(以下「本件商品」という。)の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このような同社が行う本件商品の販売は特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に該当する。

### 2 処分の内容

#### (1)業務停止命令

ビゼントは、令和3年11月25日から令和4年2月24日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア ビゼントが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。

イ ビゼントが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ ビゼントが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

#### (2)指示

ビゼントは、特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第16条第1項第1号及び第2号に該当する顧客の意に反して売買契約の申込みをさせようとする行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを同社の役員及び従業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底するとともに、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するときは、同社が行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

### 4 処分の原因となる事実

ビゼントは、少なくとも令和2年7月29日から令和3年1月6日までの間、本件ウェブサイトにおける、購入者に対して本件商品1袋を30日ごとに届け、最低4回の継続を利用条件とし、初回を1袋500円で販売する内容の「鍛神HMBCa2, 000mg<キレキレコース定期便>」と称する定期購入契約(以下「本件定期購入契約①」という。)又は本件商品2袋を60日ごとに届け、最低2回の継続を利用条件とし、初回は1袋無料で販売する内容の「鍛神HMBCa2, 000mg<キレキレコース2袋定期便>」と称する定期購入契約(以下「本件

定期購入契約②」といい、本件定期購入契約①とともに両者をまとめて指す場合は「本件定期購入契約①②」という。)の申込みとなるパソコン及びスマートフォン等の電子計算機の操作を行う当該申込みの最終段階の画面(「最後にご注文内容をご確認ください。」との吹き出しの直下の「ご注文内容」と題する画面の部分)をいい、本件定期購入契約①については資料1、本件定期購入契約②については資料2のとおり。以下、両画面の部分をもとめて「本件最終確認画面」という。)上において、本件定期購入契約①②の主な内容のうち、本件定期購入契約①②が購入者から解約通知がない限り契約が継続する無期限の契約である旨、2回目以降の本件商品の代金及び支払総額、各回ごとの本件商品の代金の支払時期、本件定期購入契約①②の申込みには本件商品を本件定期購入契約①の場合は少なくとも4回、本件定期購入契約②の場合は少なくとも2回購入することが条件となる旨の特別の販売条件(以下「本件販売条件」という。)及び本件商品の引渡時期を含む本件定期購入契約①②の解約条件(本件販売条件を満たしていることを前提に、解約する場合は、ビゼントに対し、本件商品の次回発送予定日の10日前までに連絡する必要があるとするもの。)について、一切表示せず、もって、本件ウェブサイトにおいて本件商品に係る電子契約の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係るパソコンやスマートフォン等の電子計算機の操作を行う際に容易に認識できるように表示していないとともに、容易に確認し及び訂正できるようにしていなかった。

これは、特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく施行規則第16条第1項第1号及び第2号に該当する顧客の意に反して売買契約の申込みをさせようとする行為に該当するものであり、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

## 関口 翔に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

関口 翔(せきぐち しょう)(以下「関口」という。)

### 2 処分の内容

関口は、令和3年11月25日から令和4年2月24日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に関する商品の販売条件について広告をすること。
- (2) 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- (3) 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社BIZENTO(以下「ビゼント」という。)に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、同社が行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 関口は、ビゼントの代表取締役(特定商取引法第15条の2第1項第1号に規定する役員)であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 本件定期購入契約①の本件最終確認画面



## 本件定期購入契約②の本件最終確認画面

